

裁判員経験者の意見交換会議事概要

日時 平成30年2月21日（水）午後2時30分～午後4時40分
場所 札幌地方裁判所裁判員候補者待合室（本館2階）
出席者 司会者 島戸 純（札幌地方裁判所刑事第1部総括判事）
法曹出席者 平手 健太郎（札幌地方裁判所刑事第1部判事）
大友 隆（札幌地方検察庁公判部検事）
奥田 真与（札幌弁護士会弁護士）
裁判員経験者 4人（1番，2番，3番，4番）
報道機関出席者
u h b 1人

<意見交換会の趣旨説明と挨拶>

司会者

本日は、お寒い中、また、遠くからお越しいただいている方もいらっしゃると思いますが、裁判員経験者の意見交換会にお集まりいただきありがとうございます。

裁判員経験者の意見交換会も、今回で20回目を迎えることになりました。

裁判員裁判も導入から8年半を過ぎ、この札幌地裁でも、今日までの間に、裁判員裁判が230件開かれたところですが、様々な課題も見えてきており、私どもも課題をなお解決していかなければならないと考えているところです。その課題の一つには、裁判員として参加されることに負担を感じて、参加に躊躇される方も多くいらっしゃる場合があります。特に、事実関係に概ね争いがなくて短い日程で審理される事件よりも、事実関係に争いがあり、証拠調べがやや複雑なものになったりした事件については、審理の日数が比較的長くなるなどして裁判員の皆様の御負担も大きいことが指摘されているところです。

そこで、今回は、事実関係が争われたり、証拠調べがやや複雑なものになった事件についてのみ、あえて焦点を当て、あえて少ない人数で、裁判員裁判の審理や評議の在り方について、じっくりと御意見を伺いたいと思っております。

<裁判員裁判に参加しての全般的な感想、印象について>

司会者

1番及び2番の方の参加された事件について御紹介します。罪は、強盗殺人未遂事件で、札幌市内の歓楽街で多量のお酒を飲んだ後、通りがかりの被害者に対し、殺意をもって、カッターナイフで胸を突き刺し、ダウンベスト等を奪ったというものでした。お酒を飲んだことにより、十分な判断ができない状態で犯罪に及んだということを前提に、懲役8年として刑罰を決められたところです。この事件では、選任手続期日のほか、7日間お越しいただきました。

まず、全体的な印象等をお伺いできればと思っております。1番の方、いかがでしょうか。

1 番

私は現在69歳なのですが、こんなに高齢な自分が、的確な判断ができるのかなというのを、まず第一に感じました。

裁判については、公訴事実が争われることはなかったのですが、量刑を決めるのが大変だったと感じました。強盗殺人未遂という事件だったのですが、お酒を飲んで被告人が泥酔状態であり、心神耗弱の状態だったということがありました。それと、被告人が二十歳を少し過ぎたくらいの若年であったということがありました。記憶が所々まだらなんですけど、殺意は明確にあったというのがこの事件の概要でしたので、これらの事情をどう斟酌するのかというところに頭を悩ませました。裁判の知識もなく、法律にも疎いものですから、果たして出来るかなと思いましたが、皆様のおかげで何とかやれたというのが感想です。

司会者

ありがとうございます。私の経験でも、70代、80代の方でも本当に熱心に御参加いただいたことが何度もありますので、年齢を気にされる必要は全くないと思っております。今のお話にあった、この事件特有の事柄については、また後でお伺いしたいと思います。

同じ事件を2番の方にも御担当いただきましたが、全体的な印象等をお聞かせ願えますでしょうか。

2 番

最初の裁判員の選任手続には32人の方がいらっしゃっていました。私は、選任手続に来る前に裁判所のホームページで意見交換会の内容も見ておりましたが、意外と多いなという印象でした。8人を選任するために、32人を呼んでいるということになりますが、実際には、当日に8人の方が都合が悪いということで辞退をされて、なおかつ、弁護側と検察側で5人ずつ忌避できるということでした。もし5人ずつ忌避されるとすると、結果的に14人から8人を選ぶということになりますので、結構当たりやすいんだなというのが実感で、意外にも当たっちゃったなという感じで参加したところです。

それと、公判前の整理手続で争点整理をして、審理を一気にやるということは聞いていたのですが、選任手続が終わった次の日から一気にやってしまうということは想定していなかったもので、ちょっと面食らったというのが実はあります。

たまたま、間に祝日があって三連休でしたので、その三連休で勉強することができたので、そういう面では良かったかなと思います。

裁判自体は、1番の方もおっしゃっていたとおり、量刑の部分で心神耗弱、また、若年だということで、どう判断するかということなのですが、なかなか難しいものがあるのかなと思いました。

たまたま、その頃に仕事が変わって、比較的、時間に余裕がありましたので、参加して良かったなというのが率直な感想です。私の職場には、これまで裁判員を経験した方はおらず、皆、大変関心を持っていましたので、札幌地裁にお願いをして裁判員制度の説明会を開いていただきました。それを聞いた方々は、非常に興味が高まったようで、当たったらやってみたいということでした。

期間に関しては、7日間くらいがぎりぎりセーフかなと思います。去年、京都地裁で

あったような100日を超えるような事件ですと、色々難しい事情もあるのでしょうけれども、一般的な裁判員裁判がこれくらいの期間であるということが認識されれば、それほどの負担感がないのではないかということ、実際に参加して思いました。

司会者

ありがとうございます。多岐にわたる点についてお話いただきました。個別の問題については、後ほどお伺いしていきたいと思えます。

次に、3番の方の参加された事件について御紹介いたします。罪は、強姦致傷など3つの事件で、その主なものは、強姦の目的で女性の住居に侵入し、暴力を加えてわいせつな行動をしたものの、強姦の目的までは遂げなかったもの、また、強姦の目的で別の女性の住居に侵入し、暴力を加えるなどして強姦し、その際けがを負わせたというものでした。判決では、検察官が主張した事実関係が認められ、懲役12年6か月とされたところです。この事件では、選任手続に引き続く公判期日を含め、7日間お越しいただきました。

まずは、参加されての全体的な印象等をお聞かせ願えますでしょうか。

3番

どうしても、女性が襲われているということが問題になっていますので、女性が自分自身の口で、起きたことを話さなければならないということで、私も一緒に涙が出てしまうという状態です。これは、非常に言いづらいだろうと、辛いだろうという気持ちでした。

私がこの事件で考えたのは、被告人の知能の問題です。IQが96だったか、98だったか、これはどうなんだろうという話になりまして、頭の良い人のIQは120から140くらい、平均は100くらいらしいということで、私としては、98もあれば平均だろうと、別に心神耗弱だったわけでもないし、ただ、一般的な人よりも女性に対して非常に興味が強かったのかなと思えました。被告人の知能には、何も問題がないのではないかと思えました。

司会者

被告人が精神障害を抱えていたと言えるかどうかの点では、裁判の中でも問題とされたり、色々とお困りのところもあったのではないかと思います。後ほど、その点についてもお伺いしていきたいと思えます。

次に、4番の方の参加された事件について御紹介します。この事件は、3人の被告人を同時に審理するものでした。罪は、強盗致傷、窃盗の事件で、そのうちの1件は3名で、売上金を運んでいた被害者を襲ってかばんを奪うとともにけがを負わせ、また、それ以外の罪として、三人のうちの二人でひったくりや車上狙いをした、というものでした。判決では、3人の被告人について、それぞれ懲役9年、懲役6年、懲役5年とされたところです。この事件では、選任手続期日のほか、9日間お越しいただきました。

まずは全体的な印象等について、お聞かせいただけますでしょうか。

4番

全体的な印象としては、もともと経験したいなという気持ち、実はありました。

実際に選ばれて、日程的な話はまた後で出てくるかもしれませんが、仕事との兼ね合いというか、9日間びっしりでしたので、その部分での負担はありましたけれども、た

だ、良い経験をさせていただいたと思っております。事件としては、かなり複雑ではあったのですが、例えば、殺人事件のような悲惨なものではなかったので、負担感はそれほどなかったように感じました。

司会者

そういった負担感については、事件によっても違うところだと思いますので、後ほど伺いしていきたいと思っております。

<選任手続について>

司会者

まず、皆様は7日間、9日間といった平均的な日数よりも多い期間、裁判に参加していただいたわけですが、お仕事の事情、御家庭の事情など、様々な事情を調整された上で御参加いただいたものと思います。

そこで、3つの点について伺いたいと思います。

1つ目は、裁判員選任手続期日を、実際に法廷に入っていただくどの程度前に行えばよかったか、という点です。先ほど、2番の方からは、法廷での審理が始まる前日に選任手続が行われたというお話がありました。そうすると、なかなか予定を調整しにくいということがあったのかもしれませんが、3番の方の事件では、実際に法廷に入っていただく午後の法廷の直前の午前、4番の方の事件では、実際に法廷に入っていただく月曜日の前の金曜日に、それぞれ選任手続がされました。裁判員選任手続の前から調整いただいていたのか、あるいは、あらかじめ7日間なり9日間なり空けておいていただけたのでしょうか。それとも、選ばれてから調整しようと考えていたのか。そのあたりはいかがでしょうか。

2番

裁判員候補者になったときに、まずは全日程が示されるので、その時点で分かるのですが、それを見て、まずびっくりしました。仕事の関係でいうと、結構日数もあったので、周りの同僚に話したところ、せっかくなんだからやったらどうかと言われてまして、結果的には参加しましたが、難しいところだと思います。裁判員候補者になった時点では、どういう事件かは分からず、日数だけが示されますので、その時点で事件の概要が分かれば良かったかなと思います。ただ、その後、裁判所のホームページを見て、たまたま裁判員裁判の情報が出ていたので、この事件だなというのが分かったのですが、事前に分かれば良いなと思いました。

司会者

実際に、お仕事との関係では、もし裁判員に選ばれたらよろしく頼むというようなことを、事前に周りにお話をされていたということですね。

2番

そうですね。比較的、皆さん協力的でした。

司会者

4番の方からも、先ほど少しお話を伺ったところなのですが、お仕事については事前に調整をされていたのでしょうか。

4番

事前に話はしていましたけれども、選ばれるかどうか分からないということもありましたので、予定は空けていませんでした。

私の場合は金曜日に決まったので、月曜からの業務の調整をしなければならなかったのですが、金曜の夜に会社に戻ってからでしたので、ほとんど調整はできませんでした。実際には、会社が近いので、裁判が終わった後に会社に行っていました。日数が長くかかるような裁判であれば、決まってから数日は置いて開始していただいた方が良いかなと思います。3日くらいでしたら、すぐに始まっても支障ないのかもしれないかもしれませんが。

司会者

1番の方、3番の方はいかがでしょうか。もし、さらに何か付け加えることがあればどうぞ。

3番

私の場合は、トータル7日で終わりましたので良かったのですが、仕事の関係では7日くらいがぎりぎりというところです。

ちょうど忙しい時期でしたので、もし裁判が延びてしまったら、その後の参加はできなくなっていたと思います。逆に言うと、裁判が延びるのであれば、7日なら7日で一度切っていただいて、例えば一週間置いて、準備をさせていただかないと、私の場合は全く無理だったと思います。

司会者

日程については、あらかじめ、少し多めに、この期間の中で収まるようにしますという形でお知らせをしているものですから、その期間より延びてしまうということは、それほどないし、また、裁判員としてお越しいただく方に、本当に延びてしまうということがあれば予想外のこととなりますので、これは本当に日程を考え直さなければいけないことだと思います。そこは、この期間ということでお知らせした期間の中で収まるものということで御予定いただければと思います。ただ、7日や9日ということ自体が御負担があったのかもしれない。

このこととの関係で、もう少しお伺いしたいことがあります。

一日に行う内容をもっと多くして、全体の期間を短くするということも考えられるかもしれませんが、逆に、一日に行う内容を少なめにして日数を多めにとるということも考えられます。これは非常に悩ましい問題でして、朝から夕方までずっと予定が多く入っていると、お疲れになることも多いと思います。特に、4番の方が担当していただいた事件では、少し審理時間が延びてしまって、終了時刻が午後6時を過ぎてしまったことがあったと聞いています。一方で、朝にお越しいただく時間を遅め、夕方にお帰りいただく時間を早めにしたりすると、参加いただく日数が多くなってしまいうこととなります。この点はいかがでしょう。

実際に御経験されて、7日、9日というところでは、それだけでも大変だったと思いますが、一日の詰まり方というところではいかがでしょうか。

3番

私は、あの時間でちょうど良かったと思います。

確かに、裁判員同士でも、すごく疲れるという話はしていました。特にこの事件は精

神的にも疲れるよねということはありません。

1 番

私のように地方から通っている者にとっては、始まりの時間も、終わりの時間も、ちょうど良かったと思います。私の住所地は、交通機関が整っているので、その時間で良かったのかもしれませんが、もうちょっと遠い所の方だと、帰りの時間が厳しいのかもしれませんが。結果的には、私も最初の二、三日は通いましたが、7日間となると、長丁場で体力的にも厳しくなると判断して、残りの4日は札幌に泊まりました。ただ、遠方の方は大変だと思います。

司会者

この点、札幌地裁では難しい問題となっております、札幌市内にお住まいの方も多くいらっしゃると思いますが、遠くの方にも無理なくお越しいただけるようなスケジュールを組みたいと思っていますところでは。

朝9時30分頃に集合で、夕方5時00分頃解散という、だいたいそれくらいのスケジュールで、皆様にとっては、ちょうど良かったということによろしいでしょうか。

4 番

適切だったと思います。

司会者

この点と関連して、これもお仕事をお持ちの方によっては、色々と御事情は違うかもしれませんが、皆さん、平日に連続でお越しいただいたと思います。中には、長い事件になりますと、例えば平日にお休みの日を設けて、お仕事の調整の必要があればそちらに行っていたとか、そうしたお休みの日を設けることも考えられるところでは。ただ、これもまた悩ましい問題でして、かえって全体の日数が長くなってしまったり、記憶が途切れてしまったりということも考えられます。この点はいかがでしょうか。

1 番

私はリタイアしている身ですから、特に7日間が9日間になっても負担はなかったと思いますけれども、お仕事を持っている方は違いますよね。

4 番

連続で良いと思います。ただ、冒頭で申し上げたとおり、仕事上の調整期間があれば、途中で一日空けるよりは、連続で終わらせた方が良いと思います。

2 番

私の場合はたまたま職場が近かったので、一度会社に寄ってから裁判所に来て、帰日も職場に寄ってから帰っていたので、あまり違和感はなかったですね。ただ、地方から、遠い所から来ている方は、連続で来るとなると、仕事との兼ね合いが難しいのかもしれませんが。

司会者

朝、お仕事に行かれて、裁判所にいらして、そしてまた夕方からお仕事に行かれると、相当お疲れになったのではないかと思います。

2 番

メールチェックをする程度でしたので、そこまでではありませんでした。

<冒頭陳述について>

司会者

では、次に、具体的な審理の中身に入っていきたいと思います。

まず、審理の冒頭に検察官と弁護人から、それぞれ冒頭陳述がされたと思います。これは、これから証拠調べによって明らかにしようとする内容を予告するというものでしたが、皆様にとって、検察官、弁護人の大まかな主張を把握するのに役立つものになっていたでしょうか。

4番の方が参加された事件につきましては、3人の被告人について、弁護人がそれぞれ冒頭陳述を行っていたと思います。合計で30分以上かかったと聞いております。被告人ごとに言い分や事情が異なるということ把握するのに御苦勞があったかもしれませんし、また、配られた資料もそれぞれあったと思います。これから法廷で審理を始めますというときに、分かりやすいものになっていたかどうか、お伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

4番

検察官も弁護人も、それぞれ裁判員に分かりやすいように工夫されて、色々な資料を作られているのだと思いますが、ある程度決められたフォーマットで作っていただいた方が良かったのかなと思いました。普通のワードのベタ打ちのものがあったり、パワーポイントみたいなものがあったり、図のようなものがあったりで、あまりにもフォーマットが違うので、出来れば、資料に記載する順番だとか、ざっくりとしたフォーマットとか、紙の形を揃えるとか、それくらいのところはあっても良いのかなと思いました。

司会者

そうすると、検察官、弁護人3人が、それぞれの立場から作られた資料ですが、ある程度形式を共通化して、こうした部分を見ると、それぞれの争いになっているところ、主張が確認できるというようになっていけば、見やすくなるということでしょうか。

4番

そうですね。例えば、結論を先に書くとか、時系列で書くとか、そういう工夫があれば、争点が分かりやすくなるのではないかと思います。

司会者

よく分かりました。ほかの皆さんはいかがでしょうか。検察官と弁護人の主張を対比すると、これからこういったところに着目をして証拠調べを行うというところだと思いますが、いかがでしょうか。分かりやすいものになっていたでしょうか。

2番

奥田弁護士はこの裁判を傍聴されていたと思うのですが…。

奥田弁護士

はい。

2番

厳しい意見になるかもしれませんが、過去の意見交換会の内容を見ても、よく出てくるのですが、刑事裁判における検察官と弁護人のスキルの差がものすごくあるように感じました。札幌弁護士会の刑事弁護センター運営委員会で何回も議論されていると思われませんが、冒頭陳述の書式に関しても、多分、検察庁にはデータベースがしっかりあつ

て、ある程度見やすい、パワーポイントかエクセルで作られているものだと思います。弁護人側については、結構手探りで、正直言ってベタ打ちベースの資料ですので、それで結果的に有罪か無罪かは決まらないんですけれども、印象として、スキルに差があるなどというのは、どうしても感じますね。そこは、弁護士制度自体が、もう少し刑事裁判に特化した仕組み、例えば、職業刑事弁護士みたいなものがないと、なかなか改善されないんじゃないかなという感じがしました。冒頭陳述に関しても、そういう資料の作りで説明していくことになる、どうしても検察側のほうが分かりやすいと感じざるを得ないのかなと思います。

司会者

その分かりやすさという部分については、我々裁判所においても、いつも真剣に考えなくてはいけないことで、我々裁判官の立場としても、検察官や弁護人の主張が伝わりにくくなるために、検察官が言いたいことはこういうことだと思う、弁護人が言いたいことはこういうことだと思う、というような説明を裁判員の方々にしたくはないと思っています。

今の御意見も含めて、率直なところをお聞かせいただきながら、これから私どもが改善していかなければいけないなと思っています。

冒頭陳述について、ほかに何か御感想はございますか。

1 番

今回の私どもの事件は、冒頭陳述は両方とも、分かりやすかったと思います。争点はここだなということが、冒頭陳述でよく分かりました。

<証拠調べについて>

司会者

ここからは、証拠調べについて伺っていきたいと思いますが、証拠調べと申しましても、証拠書類の取調べ、証人尋問、それから被告人質問とございますので、それぞれ分けてお伺いしていきたいと思います。

まず、証拠書類の取調べですが、これは、書面で示されたり、朗読されたりといった方法でされたと思いますが、内容が頭に入りやすいものだったかどうかというところについてお伺いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

例えば、3番の方が参加された事件では、検察官からの証拠調べの請求と、弁護人からの証拠調べの請求もあり、弁護人からの証拠書類が7点あったということですが、これらがどのようなことを示すための証拠であるのか、分かりにくいことはありませんでしたか。

3 番

どの程度というのはあるんでしょうけれども、私は理解できたと思っています。

被告人の、病理的な、精神的な部分が問題にされていたところ、実は、私は9年前に大病を患いまして、今も身体的に障害が残っています。そういう経験がありますので、被告人の状態を自分と照らし合わせてみて、どうなんだろうというのは意外と分かりやすかったというところがありました。

司会者

御自身の御闘病の経験があったから理解しやすかったということですが、仮に、そういった御闘病の経験がない方だと、どうでしょうか。

3番

その辺は、またちょっと違うのかなと思いますけれども。

司会者

分かりました。

それから、4番の方の参加された事件では、これはもともと3人の被告人が合計3つの事件を犯していたということもあって、検察官から請求された証拠書類の取調べだけでも1時間以上かかったと聞いております。内容を把握したり、理解したりするのに、難しいということはございませんでしたか。

4番

大丈夫でした。評議の段階でも、改めて見ることができましたし、その時点でどこまで理解したかということはあるにしても、振り返って見ることもできるので、特別問題があるということはないと思います。

司会者

証拠書類の取調べに先立って、あらかじめ裁判官からも、後でまた振り返る機会もあるということの説明を受けていたということですか。

4番

はい。

司会者

1番、2番の方はいかがでしょう。事件の内容からすると、割とすっと入ってくるのかもしれませんが、次の証人尋問の話とも重なってきてしまうんですけども、被害に遭われた方がお酒に酔っていて、記憶が一部抜けていたんだろうと思います。片や、被告人もあまり記憶がはっきりしていないという状態で、おそらく、証拠書類の取調べや証人尋問の段階で、十分に事案が把握できなかったということがあるのかもしれないけれども、その辺りはいかがでしたか。

2番

参加してみて感じたのは、公判前整理手続がしっかりしていて、証拠がすごくあっさりしていて、こんなものなのかなと、ちょっとびっくりしました。実際に、裁判員裁判をやると、もう少し色々な書類を見ることがあるのかなと思っていたのですが、実際、公判の中で説明を受けて、後は、法廷から戻ってきて裁判官に聞いて補充するという形で、自分たちで証拠に当たって考えてみるという時間はありませんでした。それは、ある程度やりたいと思う方がいれば、できるような環境があれば良いなというふうには思いました。

司会者

今の点は、こちらでも色々と考えさせられる御指摘で、できることならば、裁判官が後で補充しなくても、法廷で聞いていただければそれで分かるような程度にしていきたいなというふうに思っております。そのための公判前整理手続があるわけですけども、そうは言っても疑問が出てくると、この事件についてはこういうところを御覧いただきたいんだと、こういうところを御判断いただくために、見ていただいているんだという

ところを、我々も色々と御説明しなければいけないと思いながら伺っておりました。

証人尋問の話にもつながってるところですが、皆様が参加された事件では、被害者の方が、法廷で、被害を受けた状況について証言をされたところでした。検察官、弁護士から被害者に対する質問がされたと思うのですが、その証人尋問で被害に遭われた状況等を把握することができたかどうか、これは具体的な状況もさることながら、最終的にどれくらいの行動をしたのかという重さについても、感じていただく、評価していただくという意味合いもあったと思います。その辺り、被害者の証人尋問を経験されて、いかがでしょうか。

1番の方は、被害者がお酒に酔っていたということもあって、十分に事実関係が出てこなかったのかもしれないけれども、その辺りはいかがでしょうか。

1番

被害者と加害者と両方、お酒を飲んでいまして、どちらも、おそらく100%の記憶ではなかったと思います。ただ、被害者と加害者が、きちんと分かれているだけの話で、強盗殺人未遂ですから、やられた方については、一步間違えば死ぬところだったと。それに対して、加害者からは、現状、謝罪もなければ誠意もないということで、刑にもつながっていくんでしょうけれども、非常に憤りを持って証言をされていました。被告人は、お酒が抜けてしまえば、本当は好青年だろうと思うんですけれども、悪かったなど反省しているようには見えませんでした。実際にどうだったかは分かりませんが、検察官あるいは弁護士からの質問についてもきちんと答えていました。それぞれ、記憶が欠落していた部分はあったと思いますが、言っていることの意味は分かりました。

司会者

ありがとうございます。3番の方の参加された事件では、被害者と被告人とで言い分が違って、具体的にどのようなお叱り行為があったのかということについて、証人尋問から考えていかなければいけないことも多かったと思います。検察官や弁護士からの質問について、どういう目的でしている質問なのかといったところも、分かりやすかったかどうか、というところをお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

3番

1点だけ、何が違うんだという部分がありました。それは、首を絞めたか、それとも絞めなかったかという点でしたが、被告人はひも状のものを手に持っていて、その時に、女性はそれで絞められるという恐怖心を持っていたということでした。そこで、被告人は絞めていない、女性は首が苦しかったと、絞められたという記憶よりも苦しかったという記憶だと言っていました。そこが相違点でありまして、本当に絞めたのか、そうではなかったのではないかと、ひも状のもので押し付けただけかもしれないということが争われていました。私は、内容的に理解できましたし、分からないということはありませんでした。

司会者

ありがとうございました。

4番の方が参加された事件では、被害者の記憶に曖昧なところもあり、検察官や弁護士から、捜査段階で話した内容について持ち出されたこともあったと思います。そうした捜査段階で話したことが持ち出されたときに、分かりにくいということはありません

でしたか。

4番

正直なところ、最後まで実際にはどうだったのか、明確には理解できませんでした。

複数の犯人に、先に引っ張られたのか、殴られたのか、蹴られたのか、どのタイミングでどうだったのかというようなところが、検察官も弁護人も、争点のひとつでもあったので、色々と尋ねてはいたのですが、一年前のことをそこまで覚えているのかというと、多分、精神的にもそのときは冷静ではなかったと思われるので、素直な感想としては、被害者がお気の毒な感じがしました。やはり、証言が変わっていることに対して突っ込まれてしまうので、何となくお気の毒でした。最終的には「今、思い出しました。」というような御発言もあったので、どうなのかなというところもありました。一連の被害状況については理解ができたのですが、順番とか細かい部分までは、なかなか難しいなという感想です。

司会者

そうすると、全体に遭われた被害の状況とすると、把握することができたけれども、具体的な順番等については、やはり、この証人尋問で明らかにすることは限界があったと、そのように伺ってよろしいでしょうか。

4番

はい。そうですね。

司会者

ありがとうございます。

このほかに、被害者の証人尋問等でお気づきの点はありますでしょうか。

もしよろしければ、この後、被害者とは別の証人になりますが、お医者さんの証人尋問をするかしないかというお話に入っていきたいと思います。

1番、2番の方が参加された事件では、お医者さんの証人尋問が行われました。片や、3番の方が参加された事件では、あえて、裁判官がお医者さんの証人尋問を行わないと決めて法廷が開かれたと聞いています。

いずれの事件でも、被告人が、犯行当時、刑事責任を問うだけの精神状態にあったのかどうか争われていました。まず、1番、2番の方が参加された事件では、実際にお医者さんにお越しいただいて、精神鑑定の結果について御説明をいただいたということでした。このお医者さんの話を理解したり、実際に精神状態について判断したりすることに難しさはございませんでしたか。結論として、心神耗弱ということに争いはなかったということでしたけれども、その中身を御理解いただくということも必要だと思うのですが、その辺りについて、1番の方、いかがでしょうか。

1番

お医者さんの説明は非常に分かりやすく、医学用語も難しいのはあまり使わずに我々にも理解できるように話していただきました。その点は良かったと思うんですけども、泥酔状態イコール心神耗弱という、その辺の線引きが、たまたま今回見ていただいたお医者さんは心神耗弱だと言ったかもしれないけれども、別の方が鑑定されると、またちょっと違ったかもしれないですね。お酒をそこまで飲ませた状態で判断したわけではありませんし、後で被告人から聞いたことを前提とした判断だと思いますので、その

辺はどうかのかなというのはちょっと感じました。

司会者

今の点は非常に難しい問題がありまして、まずひとつは、お医者さんの尋問の中でも、この方が、犯行当時、本当に精神障害と言えるほどの状態にあったといえるかどうかということや、その精神障害と今回の犯行とがどのように結びついてきたのかということについて、御説明があったんだろうと思います。最終的に、それが法律的に見て責められるべきなのかどうかということについては、裁判員、裁判官の中で検討することだと思っただけですけども、こうした精神障害と言えるかどうか、なぜこの精神障害が犯罪に結びついたのかということについて、難しい話題もあったのかもしれない。その辺りはいかがでしたか。

2番

裁判員裁判ということで、実際には一般の市民が裁判員になりますので、私の感覚から言うと、お医者さんが心神耗弱だと言っているということは、それが前提条件になると思っただけです。ただ、お医者さんの鑑定というものの重みをどうとらえるかについては、一般の方からすると、受け止め方には濃淡があるのかなと思います。最終の論告の中でも、検察側はそれなりに計画性があるという言い方で、弁護側は計画性はなく突発的な犯行だと当然言ってますけれども、その辺にも関わってくるところで、鑑定人による鑑定の価値というか、その辺をもう少し、事前に理解しておいた方が良かったような気はしないでもないです。

司会者

お酒が関わっているというときに、おそらく、単純な酔っ払いではなくて、お酒の影響で精神の障害に至っているというようところが、一般の常識からすると、なかなか馴染みのないところだったのかもしれない。そうしたところについては、裁判所がもう少し説明すべきだったのかもしれないし、なかなか難しいところですね。色々な経験を話しながら、結論として、お医者さんの説明にも納得をされたということになったわけですね。

一方、3番の方が参加された事件では、お医者さんのお話を聴くことなく、最終的に、責任能力と申しますけれども、刑事責任を問うだけの精神状態にあったかどうかということ判断されたということでした。事前の準備の段階で、裁判官が精神鑑定を必要ないものと判断しており、お医者さんの証人尋問はあえて行わなかったということでした。弁護人からは、お医者さんの意見を記載した書面が証拠書類として出されていたと聞いています。そういう中で、刑事責任を問うだけの精神状態にあったのか、御自身で考えるに当たり、難しさはございませんでしたか。

3番

私は、難しいとは思っていませんでした。被告人はアルバイトではありますが、普通に働いていましたし、結構な頻度で万引きをしているんですね。その万引きが、常にビニール袋で、なぜビニール袋なのかということ裁判官に聞いたら、換金しやすいんだよということをおっしゃっていました。そういうことを思いつく被告人が精神障害だと言える状態ではないだろうと思っただけです。

司会者

刑事責任を問えるかどうかというところが問題となっていたときに、特にお医者さんの意見を聴かなくても、この事件では、特に問題なく日常生活を送っていたこととか、その他の事情から十分責任能力を判断することができたということですね。

3番

はい。

司会者

ありがとうございます。

次に、被告人質問についてお伺いしたいと思います。

被告人質問は、被告人の言い分が理解できるかどうか、改めて検察官の立証を振り返ってみたときに、被告人の言い分を踏まえても、なお検察官の立証する内容が証明されたと言えるかどうかという観点からも、非常に重要なものです。被告人の言い分を理解したり、信用できないといえるかどうか判断することに難しさを感じたかどうかについて、御感想をお伺いしたいと思います。

1番、2番の方が参加された事件では、被告人自身もお酒に酔っていて、十分な記憶が残っていないということでした。その一方で、殺意の有無が問題とされた際には、検察官から、かつてのエピソードが取り上げられて、殺意について被告人がどのように考えていたのか、捜査段階で被告人が話したことが取り上げられたとも聞いています。もし何か、被告人質問の中身について感じられたところがあればお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

1番

冒頭で申し上げたとおり、酔っていたとはいえ、被告人は罪を認めていましたので、被告人質問の際にも、罪は認めていて、検察官はこういう理由でこうなんだという立証をただけの話なので、分かりにくいということはありませんでした。また、殺意を持っていたというところだけは、被告人の記憶がきちんとしていたものですから、その辺は量刑を決めるに当たって争点になったという感じでした。

司会者

2番の方はいかがでしょうか。

2番

被告人は非常に若く、ぼくとつとしていて、表現もシンプルな感じでありまして、なかなか心の奥までは分からないところはありませんでしたが、1番の方もおっしゃっているように、殺意については、はっきりと認めているというところでした。

それと、法廷戦術的なものがあると思うのですが、検察側が、今まで謝罪がないとか、示談をしていないとか、そういう量刑に関わるところで、主張をしていることに対して、弁護人側がもう少し、被告人質問の中で、情状酌量が認められるようなコメントを引き出せたら良かったのではないかと思います。色々な事情があって示談が難しいということもあるのでしょうけれども、その辺りでも、検察官と弁護人の刑事裁判における経験の差が出ているように感じました。

司会者

犯罪事実そのものに争いがない場合ですと、どうしても検察官から被告人に対して、追及しなければいけないことも多く出てくるのかもしれませんが、ただ、この辺りは色々

と感じ方もあると思いますが、いかがでしょうか。

2番

検察官が、殺意に関する印象操作的な質問をするところが若干あったんですけども、そこは裁判長がすぐに介入して趣旨を確認し、検察官もすぐにやめたという経緯がありました。そこは裁判長や裁判官の訴訟指揮というか、公平になるようにしっかりされていたと思います。

司会者

ありがとうございます。

3番の方が参加された事件では、2人の被害者の方が話す内容と被告人の話す内容とが若干異なっていたと聞いています。被告人質問が、この観点から分かりやすいものになっていたかどうか、被告人の言い分が分かりやすかったかどうか、この点については、いかがでしたでしょうか。

3番

相違点は一点だけでした。その他は被告人も認めていますし、2人で戦慄的な状態になっているからお互いに分からなくなっているのではないかと思いました。片や首を絞めた、片や首は絞めていないということで、おそらくそうだったんだろうということで決めざるを得ない状況にありました。

司会者

そうすると、例えば、証人の証言の信用性や被告人の供述の信用性を判断するにあたって、それ以外の証拠と比べたり、それぞれの話がどの程度合理的な内容なのかといったことや、そうしたことを考えながら、信用性を判断することができたということでしょうか。

3番

そうですね。

司会者

何か難しい点はございませんでしたでしょうか。

3番

本当はどうだったのか、皆で半日ほど評議しました。絞めたか絞めなかったかの違いで、量刑が大きく変わるのであれば、突き詰める必要があるんでしょうけれども、その手段もありません。医師が調べた結果では、絞められた跡も残っていないということでしたので、あとは想像の範囲でしかないだろうということを思いました。

司会者

そうすると、刑を決めるにあたって、必要な限りで事実関係を議論して結論に至ったと、そういうふうに向ってよろしいでしょうか。

3番

はい。

司会者

4番の方が参加された事件については、被告人質問は非常に長くて大変だっただろうと思います。ほぼ3日にわたって午前・午後を使っていて、合計で10時間以上を要したと聞いています。また、被告人が3人だったことから、被告人ごとに述べる内容

が異なるなどして、述べる内容を把握したり、整理したりするのに御苦勞もあったのではないかと思います。このように、被告人の数が多いと、それぞれの被告人に別々の弁護人が就くこととなりますので、色々なところから質問がされて、自分の弁護人から、あるいは別の被告人の弁護人から質問がされることも多かったのではないかと思います。質問と答えのやりとりについて、どういう趣旨なのか、何のための質問なのか、理解が難しい場面があったかもしれませんが、この辺りはどのように感じられましたか。

4 番

質問の意図が分かりづらいということは、それほどなかったですね。ただ、最後まで被告人それぞれの言い分が違っていて、裁判の中で、どちらの言い分が事実なのかということについて、明確な、確証が持てるほどの結論が出なかったことが、若干消化不良な感じがしました。ただ、経緯だとか、印象も含めて、自分なりに判断をしたつもりではありますけれども、どちらが正しいことを言っているのかは、最終的には公判の中では明らかにしなかったのではないかと思います。最後まで主張は食い違ったままでした。

司会者

3つの事件で3人の被告人がいるとなると、どの事件の誰のことを言っているのかが、分かりにくいということはなかったでしょうか。

4 番

それは大丈夫でした。それぞれ、違った役割というか違った行動をしていましたので、混同することはなかったと思います。

司会者

そうすると、おそらく、被告人質問の前に、この被告人についてはこういうことが問題になっているから、ここの部分を聴かなければならないということも、ある程度把握された上で、被告人質問を聴かれたということでしょうか。

4 番

そうですね。

< 論告・弁論について >

司会者

それでは、論告、弁論に進ませていただきます。

論告、弁論では、証拠調べの内容を振り返りながら、検察官、弁護人それぞれの立場から、証拠調べの内容がどのようにそれぞれの主張につながっているのかを示されるものです。論告と弁論を聞き終わり、それぞれの主張について、証拠調べの内容と結び付けながらそれぞれの主張を理解することができたかどうかというところをお伺いしたいと思います。検察官、弁護人の話し方、作成された資料についてお気付きのところがあればお聞かせいただきたいと思います。

先ほど、検察官と弁護人が作成する資料について、何かフォーマットを決めて作成したらどうかというお話がありましたけれども、それ以外の事件でも、色々改善すべきところがあるかもしれません。いかがでしょうか。

1 番

論告については、検察側は非常に理路整然としていて、要点もきちっとまとまっていて分かりやすかったと思います。それに対して、弁護側は色々と被告人の助けになるようなことを言いたかったのだと思うのですが、それが前面に出過ぎており、言わんとしている焦点が少しぼやけてしまったように感じました。検察官の主張に対して、弁護人は反論していたのですが、あまりにも取り巻く環境や背景事情を前面に出してお話をされていたので、論点としては少しぼやけてしまったかなという感じがしました。

司会者

2番の方はいかがでしたか。

2番

冒頭陳述の部分でもお話をしましたけれども、検察側と弁護側のスキルの差があるように感じました。最終的には双方から量刑についての意見が出てきますけれども、その表現にあまりにも差があり過ぎて、それぞれが引用している判決の量刑にも、ものすごく差があって、正直、この点をどう理解したら良いのかが分からなかったところです。今回の場合は、心神耗弱で、懲役7年から無期懲役までの間で、どういう刑になるかということでした。例えば、示談が成立しているような場合には、さらに酌量減軽があるのだと思いますが、検察側は、そういう中での引用はしていますけれども、心神耗弱の部分をいわゆる酌量したのかどうかはよく分からない内容だったのと、弁護人側は引用している判決の中に、示談が成立したものがあつたと思うのですが、非常に量刑が軽いものであつたということがあつて、そういうところを何の説明もなく資料のところで示されるとというのは、客観的ではないなという気がしました。あとは、弁護人に関しては、慣れていないということがあつたのでしょうけれども、資料に沿って説明することができなくて、どこを説明しているのかが、我々には分からないというところがあつたんですね。それで、聞いていて非常に集中力を欠いてしまったという部分がありました。そこはかなり慣れというのが必要になってくると思います。よく会社でプロポーザルで競争をするような場合には、プレゼンテーションの練習を事前にしますけれども、多分、そういう練習をしてなかったんじゃないかと思います。そういうところも含めて、刑事裁判に関しては、まだまだ改善の余地があるのではないかなという気がしました。

司会者

1番と2番の方が御参加いただいた事件では、検察官は懲役12年が適当であると述べて、弁護人からは懲役4年6か月が適当であると述べられたと聞いています。これはこれで、随分広がりがあつたところですね。心神耗弱という、責任非難の可能性とすると完全ではないという前提が共通であるのに、具体的意見としては、それだけの違いがあつて、その根拠について、なかなか十分には賛成できないところがあつたというところでしょうか。

2番

そうですね。

司会者

分かりました。そうすると、量刑について意見を述べるときには、ある程度、過去のデータを基にするとしても、どういったデータなのかということを中心に整理をした上で、それぞれが意見を述べていくということが必要ということになりますでしょうか。

2番

素人の意見で恐縮なのですが、弁護人の弁論メモの中で、心神耗弱により法律上の減輕になっていると、さらに酌量の余地があるとして酌量減輕がされる場合は、懲役3年6か月から懲役10年というふうに書いてますけれども、その酌量減輕の事案として、この事案においてどの事情が酌量減輕に当たるのかということには全く触れていないんですね。引用されたケースの中では、多分示談が成立したというのがそれに当たると思うんですけれども、やはりそういうところはきちっと説明するなり、被告人質問のところで分かるようにする必要があるんじゃないかなというふうに感じました。

司会者

今の点は、やや専門的になってしまいますけれども、やはり法律で決められている刑について、原則はこうなっているけれども、特に事情として酌むべきものがあつたときには刑を半分まで下げることができるという原則との関係で、そうした法律の規定の適用を考えるのであれば、それなりに事情を示す必要があるという、そうした御指摘と伺ってよろしいでしょうか。

2番

はい。

司会者

非常によく分かりました。

3番の方が参加された事件では、いかがでしたでしょうか。今度は先ほどとは逆に、検察官と弁護人とでは、求める量刑にそれほど差がなかったというケースですね。検察官の求刑が13年で、弁護人の意見は12年6か月であったと聞いています。こうしたことが、論告と弁論の中で、どれ位違いとして分かったのか、年数はともかくとしても、検察官、弁護人の論告や弁論の在り方について、話し方も含めて、何かお気づきの点はありますでしょうか。

3番

それについては、逆に、こんなに差が出ないものなのかと疑問に思いました。私の会社の弁護士から聞いた話では、10年が妥当と考えたときに、その半分の5年を弁護人が出してくるという話を聞きまして、最終的に落ち着くところは七、八年だよねという話も聞いてましたので、少し疑問に思いました。

司会者

裁判官からは、判決で言い渡す量刑について、必ずしも、検察官と弁護人がそれぞれ適当と考える刑罰の間でなければいけないということではないという説明があつたかと思えますけれども、検察官と弁護人との間で、どういった対立があるかということが、やや分かりにくくなっていたということになりますでしょうか。

3番

そうですね。争っている点は少ない裁判でしたから。

司会者

もともとは、弁護人は精神鑑定を実施すべきだったということから始まって、そして最終的な刑罰も、責任非難が完全にはできないということも踏まえて出されたのかもかもしれませんが、やはり、そこが十分には伝わりきっていなかったということなのかもしれ

ませんね。

3番

はい。

司会者

分かりました。

4番の方はいかがでしょうか。4番の方が参加された事件については、論告と弁論だけでも、合計で1時間以上を要したと聞いています。被告人ごとに言い分が異なるということを理解するのに、御苦勞等はございましたか。

4番

冒頭陳述よりも、さらに論告・求刑のフォーマットを統一してもらいたいという気がしました。分かりにくいということはないんですけども、検察官の論告メモは一連の経過が時系列的に並んでいて、弁護人のメモは、それぞれの被告人について載っているという感じで、我々としては、耳で聴いてもなかなか分からないので、配られたメモを頼りに見ていくこととなります。そうすると、分かりづらいということはないんですけども、全体の整理をするという意味ではなかなか難しいと感じました。ただ、評議の中では、裁判官の方たちが、ホワイトボードに書いて整理を下さって、全体像を分かりやすく説明していただいたので良かったです。3つの事件の、3人の被告人の言い分がそれぞれ違うということで、やはり整理が難しかったという感想です。

司会者

例えば、検察官が論告をした内容のどこの部分を争うかということについて、弁護人がそこをもう少しはっきりさせる、というようなことが考えられるということでしょうか。

4番

そうですね。事件の一連のあらましを、時系列で表示した上で、この部分が検察官はこうで、弁護人はこうだというふうによく書くとかですね。何となく、紙で何ページにもわたって文字がずらっと書かれているメモなので、そこから自分でピックアップして見ていかなければならないというのが、分かりづらいと言えば分かりづらかったですね。

司会者

そうした分かりづらさについては、評議の中で、ホワイトボードを使って整理をしていくことで、裁判員と裁判官の間で、共通の認識に至っていったというふうにお伺いすればよろしいでしょうか。

4番

はい。

司会者

そうしたところが、論告と弁論の段階ですでに出ていると、より評議がやりやすかったし、また、争点に対する的確な判断ができたのかなと思います。ほかに、論告や弁論について、検察官や弁護人の話し方、資料の作成の仕方等も含めて、何か御意見はありますでしょうか。特に、この論告と弁論については、検察官や弁護人が一番時間をかけて主張を行う場面ですので、どのように感じられたかということは、検察官も弁護人も関心があるところだと思うのですが、いかがでしょうか。

1 番

先ほども申し上げましたとおり、検察官は要点がまとまっていて理路整然としておりました。それは、おそらく刑事裁判の経験の差だと思います。今回の弁護人は、刑事事件を担当したことはあるのかもしれませんが、そんなに数多く経験されているような感じはしなかったのです。あまりうまく説明できなかったのかなというふうに、私は思いました。

<評議について>

司会者

続いて、評議の運営の仕方についてもお伺いしたいと思います。

まず、全体的な時間の取り方、例えば休憩の取り方、日数のかけ方などについて何か改善できる点はございませんでしょうか。御意見があれば、率直にお聞かせいただければと思います。

例えば、4 番の方に御参加いただいた事件では、評議の日程として3 日半を確保していたと聞いています。結果的にはそこまでは必要なかったのかもしれませんが、やはり争いになっている部分は複雑だったということもあって、余裕を持って取らざるを得なかったのかもしれませんが。その辺り、実際に経験されて、長すぎた、あるいは物足りなかった、そうしたことも含めて、何かございますか。

4 番

特に問題はなかったと思いますし、適切だったかなと思います。時間的なものは問題なかったと思います。

司会者

日程の取り方として、特に問題は感じられなかったわけですね。ほかの皆様はいかがでしょうか。それぞれ、評議の時間、休憩の取り方、それから裁判官の在り方として、きちんと話しやすい雰囲気できていたかどうかという点も含めて、どのように感じられましたか。

1 番

私たちの評議では、皆さん、非常に活発に意見交換されていました。分かりにくいところは、裁判官から、私たちにも理解できるような説明をしていただきましたし、そろそろ疲れてきたなというときには休憩を入れていただきましたので、私としては、日程的なものや、時間配分も含めて非常に良かったと思います。

司会者

例えば、裁判官の意見をそれとなく示し過ぎて、誘導になっていたのではないかと、あるいは裁判官からの発言や質問の意図が分かりにくいということはないかと、どんなふうに感じられたかお伺いしたいのですが。2 番の方、いかがですか。

2 番

1 番の方と全く同意見ですけれども、裁判員裁判に来る前は、裁判官は非常に固いというイメージで、評議では専門用語が多くて分かりにくいのではないかと感じていたけれども、全くそんなことはなかったですね。時間の取り方も適切ですし、休憩時間もしっかり取っていただいて、心神耗弱あるいは酌量減輕の仕組みも含めて、ボードも

使って非常に分かりやすく説明していただきましたので、多分、参加された皆さん、スムーズに活発に議論をすることができたのではないかなと思います。そういう面でも、今回、裁判員制度の説明会をやっていただいて、意外とリラックスしてできますよということを皆に知って欲しかったというのがあります。すでに何回も裁判員裁判を御経験されているんでしょうけれども、非常に意見の引き出し方が上手いというか、素晴らしかったと思います。

司会者

3番の方はいかがでしょうか。

3番

誘導は全く感じられませんでしたし、意見を述べて下さいと言われたことについて、人それぞれ色々な性格の方がいますので、引っ込み思案な方からはうまく意見を引き出して、その辺りは公平に意見を聴いていただけたと思います。

司会者

我々も苦勞するところなのですが、確かに議論に慣れている方もいらっしゃれば、あまり議論に慣れていない方もいらして、色々な意見をうまく、公平に、平等に闘わせるというところには、我々も気を付けなければいけないと思っているのですが、その辺りはいかがでしょうか。むしろ、失礼ながら、こういう場にいらしていただける方は、普段の日常生活においても話すのが得意な方なのかなとも思っておりますが、その辺り、いかがでしたでしょうか。仮に、年齢が離れていたり、社会生活の中で議論をする機会のない方が入って来られたときに、議論が出来るだろうかと心配になったりされませんかでしょうか。

3番

その不安もありましたけれども、裁判官が指名して聴いてくれたので、そこは平等にされていたと思います。

司会者

例えば、裁判官がそう考えているんだったらそういうことかなとか、そういうことはなかったでしょうか。

3番

そういうことはなかったと思います。

司会者

分かりました。皆さん、良いことばかりおっしゃられるので、若干物足りないような気もするんですけども。

1番

今回、御一緒した裁判員の方々は、偶然かもしれませんが、皆さんそれぞれ自分の意見を持っていて、色々お話をしていましたので、選ばれたら、それなりに意見は言えるのではないかと思います。

司会者

私も、確かに、いつも裁判員の皆さんに助けられながらやっていることを、改めて今思ったところです。評議の中では、争いのある事実を認めるかどうかというところ、あるいは刑罰の重さをどうするかというところ、こうしたところについて、御苦勞された

りしたことはなかったでしょうか。証拠調べが複雑になればなるほど、評議の中で思い返さなければならないことも結構多かっただろうと思うんですが、その辺りいかがでしょうか。

2番

私が参加した裁判は、事実関係に争いはないので、あとは量刑をどうするかだけなんですけれども、今回参加して、色々勉強して、量刑相場という言葉があるとか、あるいはネットで例えば「強盗殺人未遂、量刑」で検索すると、瞬く間に分かっちゃうんですね。こういう犯罪を犯すと、だいたいこの位だというのが、瞬時にインターネットで分かってしまうので、後でデータベースは見せていただきましたけれども、意外と今回の裁判というのは、21歳という若い方が犯したもので、未遂にも関わらず、かなり重たい刑になりそうだというのは、事前に評議の前に分かっていました。日本の刑事裁判については、これから色々議論があると思いますが、もともと罪に対して罰を科すという封建的な考え方で、それを21歳の若者にそのまま当てはめていいのかとか、色々な議論が当然起こり得るということで、具体的な中身については話せませんが、そういうところがすごく難しかったと思います。先ほども言ったように、謝罪の手紙がきていないとか、そういう部分の情状をどう見るかとか、その辺が皆で議論をしたところじゃないかなと思っています。

司会者

3番の方、4番の方、評議について、例えば、今もお話に出ましたが、ほかの事件との兼ね合い、どれ位の刑罰だったのか、その傾向も参考にされたと思いますけれども、特に性犯罪等では色々な評価があったのかも知れません。

3番

私は、初めて聞いたときは、こんなに重いのかと思いました。

司会者

裁判員裁判に参加される前に比べると、色々また新しい感覚を覚えることもあったということですね。

3番

はい。

司会者

分かりました。4番の方は、3人の被告人がいて、それぞれ刑罰を決めるというのが、この3人の間でどれ位の差をつけるかとか、それなりに難しい問題があったと思いますけれども、いかがでしたでしょうか。

4番

私は、ガイドライン的な、判断ポイントのようなものを御用意いただけると良かったかなと思っていました。3年から8年という中で、量刑をどう決めるかというところに関して言えば、我々には基準がないんですね。データベースで裁判員裁判の過去の実績を見ても、詳細が書かれていないので、あまり分かりません。被害額とかですね。共同正犯がどうだということくらいしか分からなかったもので、もう少し、我々が判断するための材料になるようなものが、何かあったら良いなというふうには思いました。

司会者

刑罰を決める際に参考になるような、指標というか、分かりやすいものがあれば良かったということですね。

4番

そうですね。データベースも、検索の機能があまり良くないのかなと思いました。もう少し、細かいところでの識別というか検索ができると見やすくなるのかなというのはありました。あとは、全体を通して、裁判官3人の意見も、それぞれ違っていたんですね。それで、安心したと言うと変なんですけれども、必ずしも答えは一つではないということが分かりましたので、それぞれの感覚で最後は結論を出したんですけれども、判断するためのサポートツールみたいなものがあると良いかなというふうには思いました。

司会者

今、おっしゃられた通り、3人の裁判官が必ずしも一致するというわけではないものですから、ただ、色々な考え方があるという視点は示されたということでお伺いしてよろしいでしょうか。

4番

はい。

司会者

ありがとうございます。評議についてお伺いしましたけれども、これまでお伺いした以外に、どんなことでも結構です。裁判所や検察官、弁護人に対して、こういうところは改善したほうが良いのではないかとか、あるいは、検察庁や弁護士会に対するお褒めの言葉などもあればと思いますが、何か全体的なところで御意見のある方、いかがでしょうか。

2番

いわゆる被害者感情についてなのですが、証人尋問で1回、それから意見陳述ということで、御本人ではなく、確か弁護人がお話をされたと思いますけれども、最後に、事実、法律の適用に関する意見陳述ということで、ここでもまた被害者感情を話して、合計3回出てくるんですよ。そうすると、評議の中でも、裁判員、一般市民感情からすると、やっぱり被害者の感情を重く見るというのが、どうしても出てきて、何となく公平性に欠けるような感じがしました。今の刑法の考え方が、罪を罰するというので、そういうふうになりがちだとは思いますが、もう少し、今後検討する余地はあるのではないかなと個人的には感じております。

あとは、先ほど申し上げましたとおり、弁護人に関しては、例えば、弁護士のいないエリアに関しては一定の人件費を負担して弁護士を配置するという事業をやられていると思いますけれども、それと同様に、刑事事件に関しても、もう少し専門家というか、そういう仕組みを考える必要があるんじゃないかなというのが素朴に感じたところです。

司会者

今おっしゃられた2点については、今の刑事司法全体について大きく課題になっているところですね。1点目の被害者の感情をどう考えるのかというのは、被害者にとっての権利の保護ということと、実際の刑事裁判においてどのように刑を決めるかということとの兼ね合いでは、非常に難しい問題を突き付けられていると思いました。

2点目についても、これも大きな問題として、裁判所も含めて考えなければならない

問題なのかなと思っております。

ほかに何かございますか。

3番

裁判員を選出するときに、まず、この1年間で裁判員になるかもしれないという通知が来ます。その後、具体的な日時を指定して呼び出されて、30人くらい来ていました。そこから8人を選ぶということは、だいたい4分の1ですよ。こんなに候補者の数が必要あるのでしょうか。

司会者

これにも、色々な事情がありまして、先ほど2番の方がおっしゃった選任の段階での様々な手続のこともあるのですが、ただ一方で、おいでいただく候補者の方には、なるべく少なめの人数で御負担の少ないようにしなければならないという課題も裁判所にあると思いますので、今伺いましたことを踏まえて、なるべく御負担の少ない形で選任ができるように検討していかなければいけないと考えております。

3番

私が言いたいのは、手間が掛かり過ぎるんじゃないかということです。せっかく集めたんだったら、30人なら30人、来た人の中で選任されなかった人を次の事件に当てるとか、そういった工夫ができないでしょうか。そうすれば、候補者にとっても、裁判所にとっても、仕事量も少なく、手続も煩雑ではなくなると思います。

司会者

裁判員候補者になる方の御都合をどのように合わせていただくかという点も含めまして、裁判所が様々な工夫を考えなければならない問題なのかなと思いました。

時間も残り少なくなりましたが、検察庁や弁護士会から、何かございますか。

奥田弁護士

大変貴重な御意見を伺って、こちらとして申し上げたいことも色々あるんですけども、ひとつだけ、今日は「スキル」という言葉が出ましたので、これについて弁護士会側の事情だとか取組についてお話をさせていただきたいと思います。

冒頭に、司会者から説明がありましたが、制度施行から8年半で230件というお話がありました。そうすると、年間30件切るくらいの事件数なんです。札幌の場合は刑事1部、2部、3部とありますから、3分の1で、1か部年間10件足らずの件数ということになります。検察官は毎回立ち会いますから、1年間だと七、八件はできます。我々弁護士、札幌弁護士会所属の弁護士が何人いるかというと、700人います。それで、事実上、刑事弁護をやらないという弁護士もいますけれども、実際に刑事弁護をやる弁護士が仮に半分、350人だとすると、350人で230件ということは、1人に1件当たるか当たらないかというところが現状なんです。ですから、弁護人に未熟な面があったということをおっしゃられましたけれども、多くの弁護人が初めてであったり2回目であったりということもあります。私は、立場上、刑事弁護センター運営委員会というところに所属していますので、ある程度の件数をこなしているほうですけども、それでも六、七件くらいがやっとなんです。札幌弁護士会では多いほうです。かと言って、これを言い訳にして良いというふうには、我々は思っていません。少なくとも、私は思っていません。実は、私は1番、2番の方、3番の方が参加されたそれぞれの事件を傍

聴しに行ってますし、4番の方が参加された事件についても、短時間、1人の証人尋問だけですけれども傍聴に参りました。札幌では、おそらく私が一番たくさん傍聴に行っています。それは自信があります。どうして傍聴に行くのかというと、一つは自分のスキルを上げたいからなんです。要するに、件数がこなせない分、ほかの弁護士がやっているのを見てスキルを上げたいというのがあります。そして、さらに言うと、そこで見たことを札幌弁護士会の弁護士専用のメーリングリストに感想を流して、それによって全体のスキルを上げたいという思いがあって、そうした取組みも行っています。ただし、1番の方、2番の方がおっしゃったような、検察官に見劣りしない弁護活動が出来る、そこまでのスキルを身に付けるとなれば、今のような体制、要するに、350人なり、300人なりが平等に裁判員裁判をやるという体制だと、おそらく追いつけないだろうと。だから、変わって行かなきゃいけない。極端なことを言うと、例えばの話、本当にやる気のある50人なり70人なり、その位のレベルの人間が、然るべき研修を受け、然るべき資料を読み、そういう形で経験をしていかないと、検察官に見劣りしない法廷弁護活動というのはなかなか難しいのかなと思います。そこは本当に弁護士会としても、ほとんどの弁護が国選弁護ですから、税金を使って仕事をさせてもらっているわけですので、市民の皆さんの御期待に沿えないというのは、全く本意じゃないので、そこは変わって行かなきゃいけないというふうには思っています。ただ、一つだけ言い訳をさせて下さい。まず、検察官の言い分というのは、分かりやすく当たり前なんです。なぜかと言うと、それは、有罪にならないような、有罪にする自信がないような事件は、起訴猶予になるからです。検察官が自信を持って有罪にできるという事件だけが皆さんの前に出てきます。逆に、弁護人のストーリーは、ある意味苦しい言い訳なんです。犯罪者の人たちの苦しい言い訳を、何とか皆さんに伝えようと、弁護人は一生懸命心を砕いているんですが、スキルのなさも手伝って、その苦しい言い訳がなかなか伝わっていかない。もともとのストーリー自体に弱点がある上にスキルの面も手伝って、かなり、法廷での弁護人の活動が検察官に比べて見劣りするよということによく言われているし、私自身もよく分かっているつもりです。ですから、何とか改善していきたいし、こういう機会もぜひ大事にして、他の会員にも周知していきたいと思います。今日は貴重な御意見をありがとうございました。

<記者からの質問>

司会者

それでは、最後に、報道機関の方からの質問はありませんか。

記者（u h b）

本日は貴重な意見をありがとうございました。色々なお話を聴かせていただいたのですが、我々マスコミによる裁判の取り上げ方について、どう見られているかということをお聞きしたいと思います。まず1つは、御自身が関わった裁判について、ニュースや新聞等で取り上げた場合に、それを見て影響されるようなことがあるのか、2つ目として、裁判員を経験された後に、ワイドショーや全国区のニュースを御覧になることもあると思うんですけれども、その取り上げ方について、感じ方に変化があったかどうかという点について、一言ずつお聞かせ下さい。

1 番

テレビに報道される事件というのは、やはり大小がありますよね。例えば殺人が絡めば、結構大きく取り上げられて、未遂ぐらいならそれほど取り上げられないとか、そういうところがあるので、どの事件も重要性は同じだと思います。ですから、たまたま、5人殺されたとか、1人殺されたとか、じゃあどっちが重いんだ、重くないんだということはないんだと思いますけれども、やはり客観的に見て、平等に報道されるべきと思います。やはり、事件によって差があるように感じます。

2 番

別のことについても、併せて意見を申し上げたいと思います。御存じだと思いますけれども、今、読売新聞で、村木厚子さんという冤罪の、次官になった方ですけれども、この方が結構赤裸々書いています。結局、冤罪になった決め手というのが、自分で検事から出された証拠を調べて、フロッピーディスクの日付けがおかしいというのが分かって、それが決め手になったんですね。やはり、そういう部分で言っても、難しいことだとは思いますが、何らかのサポート体制を、例えば、一生に一回しか裁判員裁判をやらない弁護士の方がいるのなら、その方たちをどうやってサポートするのかという仕組みを作る必要があると思います。

それから、報道の関係ですけれども、たまたま、私の担当した事件は報道されなかったもので、影響はありませんでした。ただ、同じ時期にやっていた釧路地裁の裁判員裁判は、かなり報道されていまして、それは関心がありましたので、ユーチューブで検索したら、1年前の犯行のニュースが出ていました。やっぱり、今は報道もテレビ、新聞だけではなくて、ネットの部分も大きいので、なかなか難しい感じはしますね。だから、テレビ、新聞が公平に報道するというのは大前提だと思いますけれども、どうしてもインターネット上のSNSの影響が出てしまうというのがあると思います。逆に、そういうところを、テレビや新聞で面白おかしく取り上げたりすると、色々な判断に影響が出てくるんじゃないかなと思います。必要以上にセンセーショナルに報道するとか、そういうケースもあるので、可能であれば、なるべくニュートラルにやっていただければ良いのかなと思います。それと、裁判員が評議する中では、そんなに報道の影響はないんじゃないかなというふうには思います。それは、やはりプロの裁判官と一緒にやって、なるべく客観性を高めるような議論をしているからじゃないかなというふうに思っています。

3 番

裁判員裁判の経験をさせていただいてからは、ニュースを見るたびに、罪の重さというか、これは軽すぎではないかとか、こんなに重いのかというようなことを感じます。以前は、ニュースをただ聞き流していただけだったのですが、今は内容だとか、色々なことを考えるようになりました。

4 番

私の関わった事件については、報道されたという記憶だけはあったんですけれども、特に過去の報道内容を調べることはしませんでした。判決が出た後に、簡単なニュースは出ていましたけれども、特別、報道がどうだというところで感じたことはありませんね。ただ、こういうのを経験すると、3番の方もおっしゃっていましたが、色々

なニュースが出るたびに、これは裁判員裁判だな、大変だなという感想は持ちますね。特に変化があったということを感じてはいないです。

司会者

裁判員裁判の経験が、ほかの事件についても色々と考えるきっかけになったというのはよく伺うところです。それが、より広く社会の中でも共有できれば良いなということは、我々も思っているところです。

本日は、貴重な御意見を伺うことができました。裁判所としても、お伺いした御意見を踏まえながら、制度の運用について、見直すべきところは見直していきたいと思っています。

それでは、本日の意見交換会はこれで終了したいと思います。ありがとうございました。

以 上